

質 問 書

工事(業務)名 : 道の駅富士吉田既存棟改修(建築主体)工事

質 疑 事 項

下記の事項の事について、質疑がありますので回答をお願いします。

① 共通仮設費率のアスベスト含有調査(4検体)について、A06図面の特記仕様書(3)、8の1欄に記載があります。

4検体以外は、施工者に義務付けられた事前調査に必要な分析が終えているということよろしいでしょうか。

②指定の4検体からアスベストが検出された場合、アスベスト除去工事は別途でよろしいでしょうか。

③A06図面の特記仕様書(3)、8の1欄の※印について教えてください。

未調査部は調査を行いあった場合は、同じく粉じん濃度の測定を行うこと、と記載されております。

事前にあった場合を想定し、粉じん濃度の測定を見込むのでしょうか。

その場合、積算の根拠となる測定箇所、時期、測定点など必要な情報を提示していただけますでしょうか。

④A06図面の特記仕様書(3)、8の1欄の※印に記載について教えてください。

貸与される分析調査結果の未調査部分の有無等を確認し、必要に応じて追加調査を行う場合、事前調査及び結果に基づくアスベスト除去工事は別途でよろしいでしょうか。

また、追加調査の結果に基づくアスベスト除去工事の必要に応じて、粉じん濃度測定を別途行うという理解でよろしいでしょうか。

質 問 書

工事(業務)名 : 道の駅富士吉田既存棟改修(建築主体)工事

質 疑 事 項

下記の事項の事について、質疑がありますので回答をお願いします。

⑤令和8年1月1日以降着工の工事から、工作物の解体等の作業を行うときは、資格者による事前調査を行う必要があります。2

石綿則や大防法においては、工作物とは、建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいうと定義されています。

外構工事の撤去範囲については、調査が終えているということによろしいでしょうか。

⑥工事設計書の共通仮設費率の品質寸法の欄に記載の、仮囲いデザインシート貼り(36m)詳細は別途指示とは、どのような内容でしょうか。

⑦A-67の仮設計画についてですが、道の駅運営者、新築工事事業者との協議の上進めて行くものと考えますので、設置時期、仕様等は変更協議が必要かと考えます。